

令和3年5月31日

国 税 庁

シンガポールにおける輸入規制の撤廃について (東日本大震災関連)

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、シンガポールに輸出される酒類について、製造地証明書等の添付が求められておりましたが、シンガポール政府より、5月28日付で撤廃する旨通知がありましたので、その添付が不要となりました。

なお、シンガポールにおける輸入規制の撤廃後の各国の規制措置については、以下のリンクから「日本産酒類に対する各国の輸入規制措置(令和3年5月28日現在)」を御確認ください。

《 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/sake/pdf/nihonshu_kisei.pdf 》